◎議 事 日 程(第1号)

平成28年5月30日(月曜日)午前10時00分 開議

- 日程第1 議席の変更について
- 日程第2 会議録署名議員の指名について
- 日程第3 会期の決定について
- 日程第4 諸般の報告について
- 日程第5 市長招集挨拶
- 日程第6 報告第1号 平成27年度愛西市一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第7 報告第2号 平成27年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第8 議案第34号 愛西市税条例等の一部改正について
- 日程第9 議案第35号 愛西市図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第36号 愛西市プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第37号 愛西市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第12 議案第38号 愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第13 議案第39号 市道路線の認定について
- 日程第14 議案第40号 平成28年度愛西市一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第15 議案第41号 平成28年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第16 同意第2号 愛西市公平委員会委員の選任について
- 日程第17 同意第3号 愛西市教育委員会委員の任命について
- 日程第18 同意第4号 愛西市教育委員会委員の任命について
- 日程第19 諮問第1号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第20 諮問第2号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第21 諮問第3号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員(20名)

1番	大	島	_	郎	君		2番	吉	JII	三津子		君
3番	近	藤		武	君		4番	神	田	康	史	君
5番	竹	村	仁	司	君		6番	髙	松	幸	雄	君
7番	Щ	岡	幹	雄	君		8番	大	野	則	男	君
9番	加	藤	敏	彦	君		10番	真	野	和	久	君
11番	加	合	克	平	君		12番	島	田		浩	君
13番	杉	村	義	仁	君		14番	鬼	頭	勝	治	君

君 鷲 野 聰 明 八 15番 君 16番 木 君 17番 石 崎 たか子 君 18番 堀 田 清 大 島 功 20番 大 宮 満 君 19番 君 吉

副

市 長

鈴 木 睦君

◎欠 席 議 員(なし)

長

日

市

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

永 貴 章

辰

君

会計管理者兼 教 育 長 藤 邦 君 会計室長 津 友 章 加 良 村

君 総務部長 男 企画政策部長 内 幸 佐 藤 信 君 山 夫 君

産業建設部長 恒 Ш 美 広 君 教育部長 黒 明 君 貞 石

市民協働部長 猪 餇 明 君 上下水道部長 横 井 夫 君

健康福祉部長兼 君

消 防 長 足 1 信 夫 君 福祉事務所長 水 谷 辰 也 伊 藤 明

君

子育て支援プロジェクト担当部長期 児童福祉課長

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 佐 藤 敏 敏 夫 彦 議事課長 加 納

書 介 服 芳 書 陽 記 部 樹 記 服 部

午前10時00分 開会

〇議長 (大島一郎君)

おはようございます。本日は御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年6月愛西市議会定例会を開会いたします。

ここで報告をいたします。本定例会開会前に、報道機関より撮影を許可されたい旨の申し出 がありました。よって、愛西市議会傍聴規則第9条の規定により、申し出を行った報道機関に 限り撮影を許可することとしますので、御了承をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

◎日程第1・議席の変更について

〇議長 (大島一郎君)

日程第1・議席の変更を行います。

会議規則第3条第3項の規定により、議席を変更したいと思います。

全ての議席につきまして、ただいま御着席の議席とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

全ての議席につきまして、ただいま御着席の議席とすることに決定いたしました。

~~~~~~ () ~~~~~~

### ◎日程第2・会議録署名議員の指名について

#### 〇議長(大島一郎君)

日程第2・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、2番・吉川三 津子議員、3番・近藤武議員の御両名を指名いたします。

~~~~~~ () ~~~~~~~

◎日程第3・会期の決定について

〇議長 (大島一郎君)

次に、日程第3・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、3月18日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

〇議会運営委員長 (鬼頭勝治君)

議会運営委員会の報告をさせていただきます。

議会運営委員会は、去る3月18日に開会いたしました結果、会期は本日5月30日から6月22日までの24日間と決しました。

また、委員会等の日程につきましては御配付のとおりでございますので、よろしくお願いを

いたします。

以上、報告を終わります。

〇議長 (大島一郎君)

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より6月22日までの24日間といたします。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より6月22日までの24日間と決定いたしました。 なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、よろし くお願いいたします。

~~~~~~ () ~~~~~~~

#### ◎日程第4・諸般の報告について

### 〇議長 (大島一郎君)

次に、日程第4・諸般の報告を行います。

一部事務組合議会が開催されておりますので、報告をしていただきます。

海部南部水道企業団議会議員の大島功議員、お願いいたします。

## 〇19番(大島 功君)

それでは、海部南部水道企業団の報告をさせていただきます。

平成28年第2回臨時会が、去る5月23日海部南部水道企業団で開会されました。

付議事件といたしまして、議長選挙においては、飛島村の井田晴己議員が選任されておりま す。副議長選挙については、当市の島田浩議員が選出されております。

同意第2号:監査委員の選任について、弥富市の三宮十五郎議員が選任されております。 以上、報告を終わります。

#### 〇議長 (大島一郎君)

御苦労さまでございました。

次に、議長より報告をいたします。

監査委員より、平成28年1月から平成28年3月までに関する出納検査についての検査報告がありました。それぞれの写しをお手元に配付いたしております。

次に、陳情につきましては、お手元にあります陳情一覧表のとおり、所管の委員会へ送付いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~~ () ~~~~~~

◎日程第5・市長招集挨拶

〇議長 (大島一郎君)

次に、日程第5・市長招集挨拶を議題といたします。

市長、お願いします。

〇市長 (日永貴章君)

改めまして、おはようございます。

平成28年6月愛西市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公 私お忙しい中御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、九州地方では4月に地震災害が発生し、多くの方々がお亡くなりになられ、被災を されました。心より御冥福とお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧復興が進むこ とを御祈念申し上げます。

愛西市といたしましては、地震発生直後、要請がありました物資を速やかにお届けをいたしました。現在では、各庁舎において義援金の受け付けをしておりますとともに、また今後要請などがございましたら対応してまいりたいというふうに考えておりますので、議員各位におかれましても御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げたいというふうに思います。

さて、昨日、平成28年度愛西市消防団観閲式を開催いたしましたところ、議員各位並びに消防関係者、地域の皆様方にはお忙しい中御協力をいただき、感謝申し上げます。石川団長を初め団員、少年消防クラブの日ごろの訓練の成果をごらんいただき、今後の市の防災・減災の中心的役割を担う消防団の重要性を改めて実感していただいたと思っております。今後も地域の安全・安心確保のため、消防団と行政、地域が連携しながら活動の推進に努めていきたいというふうに考えております。

さて、今定例会に提出をいたします案件につきましては、平成27年度愛西市一般会計継続費 繰越計算書など報告を2件、愛西市税条例等の一部改正など条例改正5件、市道路線認定1件、 補正予算2件、人事案件6件の計16件となっております。

なお、人事案件につきましては、本日御審議の上、御賛同いただきますようお願いを申し上 げます。

各議案の内容につきましては、担当部長より説明をさせていただきますので、御審議を賜りますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~~ () ~~~~~~

## ◎日程第6・報告第1号(提案説明)

#### 〇議長 (大島一郎君)

次に、日程第6・報告第1号:平成27年度愛西市一般会計継続費繰越計算書について報告を お願いいたします。

### 〇総務部長(佐藤信男君)

報告第1号:平成27年度愛西市一般会計継続費繰越計算書について、御説明を申し上げます。 この報告につきましては、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、別紙のとおり報 告するものでございます。本日提出、市長名でございます。

最後のページをお願いいたします。

平成27年度愛西市一般会計継続費繰越計算書でございます。この繰越計算書につきましては、 さきの議会において議決をいただいております。

公共施設等総合管理計画策定事業及び佐織支所整備事業の継続費につきまして、28年度への

逓次繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令の規定により、本日議会へ報告するもので ございます。

内容につきましては、公共施設等総合管理計画策定事業及び佐織支所整備事業において、27年度末の未執行額を翌年度へ逓次繰越するものでございます。逓次繰越額につきましては、公共施設等総合管理計画策定事業が23万880円で、財源内訳は繰越金でございます。佐織支所整備事業では、逓次繰越額が104万7,760円で、財源内訳は繰越金でございますので、よろしくお願いいたします。

報告第1号は以上でございます。

~~~~~~ () ~~~~~~~

◎日程第7・報告第2号(提案説明)

〇議長 (大島一郎君)

次に、日程第7・報告第2号:平成27年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書について、 報告をお願いいたします。

〇総務部長(佐藤信男君)

報告第2号:平成27年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。 この報告につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報 告するものでございます。本日提出、市長名でございます。

最後のページをお願いいたします。

平成27年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。この繰越計算書につきましては、さきの3月議会で議決をいただきました繰越明許費につきまして、28年度への繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令の規定により、本日議会へ報告するものでございます。

内容につきましては、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業、個人番号カード交付等 事業、臨時福祉給付金事業、小学校及び中学校施設非構造部材耐震化事業の5事業において、 年度内に完了ができなかったものでございます。

繰越額につきましては、5 事業合計で5 億5, 575万4, 255円でございます。主な財源内訳としまして、国県支出金で3 億1, 468万2, 000円、地方債で1 億8, 870万円でございますので、よろしくお願いいたします。

報告第2号は以上でございます。

~~~~~~ () ~~~~~~~

# ◎日程第8・議案第34号(提案説明)

#### 〇議長 (大島一郎君)

次に、日程第8・議案第34号:愛西市税条例等の一部改正についてを議題といたします。 提案理由及びその内容の説明を求めます。

## 〇総務部長 (佐藤信男君)

議案第34号:愛西市税条例等の一部改正について御説明いたします。

愛西市税条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名

でございます。

提案理由といたしまして、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正する必要が あるからであります。

内容につきましては、別紙資料2の一部改正の概要をもとに説明をさせていただきますので、 資料2のほうをごらんください。

1の改正の趣旨につきましては、平成28年3月31日に公布されました地方税法等の一部改正を踏まえ、関係規定を改正するものであります。

主な改正内容といたしましては、法人市民税法人税割の税率の引き下げ、軽自動車税について、現行の軽4輪車等に対するグリーン化特例措置の1年延長、自動車取得税の廃止に伴う軽自動車税の環境性能割の創設と、従来の軽自動車税の種別割への名称変更、固定資産税におけるわがまち特例の追加、延長となっております。

なお、本条例は3条立てとなっており、第1条で愛西市税条例の一部を改正し、第2条で平成26年6月に公布された愛西市税条例等の一部を改正する条例の改正附則の一部を改正し、第3条で平成27年6月に公布された愛西市税条例等の一部を改正する条例の改正附則の一部を改正しております。

次に、2の改正の内容につきましては、愛西市税条例の一部改正でございます。

第18条の3、納税証明事項につきましては、軽自動車等の継続検査に必要な納税証明書等の 証明事項について、現行の軽自動車税が種別割に名称変更されることに伴う字句の改正でござ います。

第19条の納期限後に納付し、または納入する税金または納入金に係る延滞金につきましての 変更内容は、延滞金の対象税目に軽自動車税の環境性能割を追加する改正でございます。

第34条の4、法人税割の税率につきましては、法人市民税法人税割の一部を国税化し、地域間の財政力格差を縮小するための地方交付税の原資とするため、法人税割の標準税率を引き下げる改正が行われたことにより、法人税割の税率を9.7%から6%に引き下げるものでございます。

第43条の普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更または決定及びこれらに係る延滞金の 徴収、第48条の法人の市民税の申告納付及び第50条の法人の市民税に係る不足税額の納付の手 続につきましては、個人住民税及び法人市民税において、一度減額更正を行った後に、申告等 により増額となった場合の不足税額に係る延滞金について、その計算期間から増額更正までの 期間を控除する改正が行われたことに伴う改正でございます。

第56条及び第59条の固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者が すべき申告につきましては、独立行政法人労働者健康福祉機構が所有する固定資産について、 同機構が独立行政法人労働者健康安全機構に統合されたことに伴って、地方税法が改正された ことにより、固定資産税の非課税措置の引用条文を改正するものでございます。

第80条の軽自動車税の納税義務者等につきましては、軽自動車税について、地方税法の改正により、現行の軽自動車税を種別割に名称変更するとともに、3輪以上の軽自動車を課税客体

とする環境性能割が新たに創設されたことに伴い、種別割と環境性能割の納税義務者の規定を 整備するものでございます。

第81条の軽自動車税のみなし課税につきましては、原則、所有者が納税義務者となる軽自動 車税において、所有権を留保している場合については使用者を、販売業者が運行以外の目的で 取得した軽自動車について車両番号の指定を受けた場合には、当該販売業者を納税義務者とみ なすものでございます。

第81条の2、軽自動車税の非課税の範囲につきましては、条例において規定することとされている日本赤十字社が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲について規定するものでございます。

第81条の3、環境性能割の課税標準、第81条の4、環境性能割の税率、第81条の5、環境性能割の徴収の方法、第81条の6、環境性能割の申告納付、第81条の7、環境性能割に係る不申告等に関する過料につきましては、軽自動車税の環境性能割の創設に伴い、環境性能割の課税標準額、税率、徴収や申告の方法等について規定するものでございます。

詳細につきましては以下のとおりでございます。後ほどごらんください。

続きまして、第82条から第91条につきましては、軽自動車税について、地方税法の改正により、現行の軽自動車税が種別割に名称変更されたことに伴う字句の改正であります。

附則第6条の特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例につきましては、適切な健康管理のもとで医療用医薬品からの代替を進める観点から、平成30年度から平成34年度までの個人の市民税に限り、前年中に支払った特定一般用医薬品等購入費が1万2,000円を超える場合には、その超える部分の金額(8万8,000円を限度)について、本人の選択により、従来の医療費控除にかえて所得控除することができる特例が創設されたことに伴う改正でございます。

附則第10条の2の法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合につきましては、家屋や 償却資産に対する固定資産税に係る「わがまち特例制度(地域決定型地方税制特例措置)」が 新たに7件追加されたこと等による改正でございます。

第4項につきましては、下水道法に基づき設置された下水道除害施設に係る特例措置について、引用している地方税法附則第15条第2項の号ずれに伴う改正でございます。

第7項につきましては、津波防災地域づくりに関する法律の規定により、公布の日から平成32年3月31日までの間に新たに取得された津波対策の用に供する償却資産に対する課税標準の特例措置について、条例で定める割合を国の参酌基準と同様に2分の1とする規定を追加するものでございます。

第10項から第14項までにつきましては、公布の日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された次の再生可能エネルギー発電設備に対する課税標準の特例措置を最初の課税から3年間について、条例で定める割合を国の参酌基準と同様に定めるものでございます。

詳細につきましては以下のとおりでございます。後ほどごらんください。

第18項につきましては、都市再生特別措置法の規定により、公布の日から平成30年3月31日

までの間に新たに取得された認定誘導事業者が整備した公共施設等の用に供する家屋及び償却 資産に対する課税標準の特例措置について、条例で定める割合を国の参酌基準と同様に5分の 4とするものです。軽減期間は5年間であります。

附則第10条の3の新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者が すべき申告につきましては、省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、 工事費用件(50万円超)について、国または地方公共団体からの補助金等で充てる部分を除く こととされたことに伴う改正でございます。

附則第15条の2から附則第15条の4につきましては、軽自動車税の環境性能割は、当分の間、 県が賦課徴収し、市は賦課徴収に係る事務取扱費を県に交付することとする特例規定を定める ものでございます。

附則第15条の5の軽自動車税の環境性能割の税率の特例につきましては、軽自動車税の環境性能割の税率について、当分の間、一部の車両について、環境性能に応じた軽減税率を定めるものです。81条の4中、100分の1を100分0.5に、100分の2を100分の1とするものでございます。

附則第16条の軽自動車税の種別割の税率の特例につきましては、現行の軽自動車税が種別割に名称変更されることに伴う改正並びにグリーン化特例措置が1年延長されたことに伴う改正でございます。

次に、愛西市税条例等の一部を改正する条例の一部改正の第2条関係でございます。

附則第6条につきましては、軽自動車税に関する経過措置のうち、平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対しては、引き続き旧税率を適用することとする規定について、種別割に名称変更されたことに伴う改正でございます。

愛西市税条例等の一部を改正する条例の一部改正の第3条関係でございますが、附則第5条の市たばこ税に関する経過措置につきましては、市たばこ税に関する経過措置について、手持ち品課税に係る読みかえ規定について、第21条の改正に伴う引用規定の整理のほか、表中の字句を整理するものでございます。

説明につきましては以上でございます。

~~~~~~ () ~~~~~~

◎日程第9・議案第35号(提案説明)

〇議長 (大島一郎君)

次に、日程第9・議案第35号:愛西市図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

〇教育部長 (石黒貞明君)

それでは、議案第35号について御説明申し上げます。

愛西市図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

愛西市図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるもの

とする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由としまして、この案を提出するのは、指定管理者制度を導入して愛西市図書館を管理するため、改正する必要があるからでございます。

1枚おめくりください。

愛西市図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

愛西市図書館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、新旧対照表に基づきまして御説明させていただきますので、ごらんをいただきたいと思います。

条例第4条、5条を改正するものでございます。

まず、第4条第2項でございますが、現在の施設の管理につきましては、愛西市教育委員会が管理しておりますが、地方自治法の規定により、指定管理者でも施設の管理をすることができるように定めたものでございます。

次に、第3項でございますが、指定管理者に管理をお願いした場合の管理の基準を具体的に 定めたものでございます。

次に、第5条につきましては、指定管理者の業務の範囲を具体的に定めたものでございます。 本文にお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するもの でございます。

以上でございます。

~~~~~~ () ~~~~~~~

#### ◎日程第10·議案第36号(提案説明)

### 〇議長 (大島一郎君)

次に、日程第10・議案第36号:愛西市プールの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

#### 〇教育部長 (石黒貞明君)

それでは、議案第36号について御説明申し上げます。

愛西市プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について。

愛西市プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、愛西市緑苑プールを廃止することに伴い、 改正する必要があるからでございます。

1枚おめくりください。

愛西市プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

愛西市プールの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、新旧対照表に基づいて御説明させていただきますので、ごらんを いただきたいと思います。 条例第3条及び別表を改正するものでございます。

第3条の表でございますが、廃止に伴い、愛西市緑苑プール、愛西市諸桑町塩田110番地を 削除するものでございます。

別表につきましては、プールの廃止に伴い、表の見出しのプール共通を削除するものでございます。

本文にお戻りいただきまして、附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願いをいたします。

~~~~~~ () ~~~~~~

◎日程第11・議案第37号(提案説明)

〇議長 (大島一郎君)

次に、日程第11・議案第37号:愛西市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といた します。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

〇健康福祉部長兼福祉事務所長 (水谷辰也君)

それでは、議案第37号について御説明をさせていただきます。

愛西市国民健康保険税条例の一部改正について。

愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提 出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正する必要 があるからでございます。

今回の一部改正の内容につきましては、課税限度額の引き上げと、減額の対象となる所得基準の引き上げの2点となっております。

具体的な内容につきましては、恐れ入ります、新旧対照表をごらんください。

まず、第2条第2項の基礎課税額の限度額におきまして、「52万円」を「54万円」に、同条第3項の後期高齢者支援金等課税額の限度額におきまして、「17万円」を「19万円」に改正するものでございます。

同様に、次の第23条にあります基礎課税額の限度額を「52万円」を「54万円」に、後期高齢者支援金等課税額の限度額「17万円」を「19万円」に改正するものでございます。

また、軽減判定の所得基準額におきまして、第23条第2号の「26万円」を「26万5,000円」 に、第3号の「47万円」を「48万円」に改正するものでございます。

恐れ入ります、本文へお戻りください。

附則におきまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の条例の規定は平成28年4月1日から適用するものでございます。また、改正後の条例の規定は、28年度以降の年度分の国民健康保険税から適用し、平成27年度分までにつきましては、なお従前の例によるものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~~ () ~~~~~~

### ◎日程第12・議案第38号(提案説明)

#### 〇議長 (大島一郎君)

次に、日程第12・議案第38号:愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

#### 〇消防長(足立信夫君)

それでは、議案第38号:愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきまして御説明させていただきます。

愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。 本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、所要の措置を講ずる必要があるからでございます。

内容につきましては、新旧対照表で説明をさせていただきます。資料の新旧対照表をごらん いただきたいと思います。

新旧対照表1ページ、愛西市消防団員等公務災害補償条例の附則、他の法律による給付との調整、第5条第2項、下の表内、1. 傷病補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く)、1. 障害厚生年金等の率が「0.86」から「0.88」へ。1枚おめくりいただきまして、その次の3ページに傷病補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る)の1. 障害厚生年金等の率が0.91、第1級または第2級の傷病等級に該当する障害補償年金にあっては0.90を、障害厚生年金等0.92、第1級の傷病等級に該当する障害補償年金にあっては0.91に。

1 枚おめくりいただきまして、4ページの表内の中段、障害厚生年金等(当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く)が「0.86」から「0.88」に改正されました。

本文にお戻りいただきまして、中段、施行期日につきましては、公布の日から施行し、平成 28年4月1日から適用するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

~~~~~~ () ~~~~~~~

◎日程第13・議案第39号(提案説明)

〇議長 (大島一郎君)

日程第13・議案第39号: 市道路線の認定についてを議題といたします。 提案理由及びその内容の説明を求めます。

〇産業建設部長(恒川美広君)

議案第39号:市道路線の認定について御説明させていただきます。

議案第39号:市道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定に基づき、別紙のとおり市道路線の認定をするものとする。本日 提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、市道路線として認定し、公共の用に供するため必要があるとい うことでございます。

それでは、内容の御説明をさせていただきます。1枚おめくりいただきたいと思います。 市道9359号線は、南河田工業団地の開発に伴う市道路線の認定でございます。道路延長としましては、591.9メーターでございます。

次に、資料をごらんください。

路線の終点場所の北側において、隅切りの土地が必要となりますので、用地の取得に当たり、 市道路線の認定の必要があるからでございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

~~~~~~ () ~~~~~~

### ◎日程第14・議案第40号(提案説明)

#### 〇議長 (大島一郎君)

日程第14・議案第40号:平成28年度愛西市一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

#### 〇総務部長(佐藤信男君)

議案第40号:平成28年度愛西市一般会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,895万9,000円を 追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ200億4,695万9,000円とするものでございます。本日提 出、市長名でございます。

初めに、4ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為補正をお願いするものでございます。

第2次愛西市総合計画策定業務は、2カ年計画の平成28年度、29年度で策定する予定でございます。29年度に限度額450万円を設定をお願いするものでございます。

次に、LED防犯灯業務につきましては、平成28年度から進めるものであり、LED防犯灯等リース事業は、平成29年度から39年までで2億5,621万5,000円を設定するものでございます。 次に、歳入について御説明いたします。8ページ、9ページをお願いいたします。

第13款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金で、LED照明導入調査に 伴う二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金として800万円の補正計上をお願いしております。

同じく、第2目民生費国庫補助金で、子どものための教育・保育事業実施に伴う補助金として57万円の計上でございます。また、同じく第2目で特別保育事業に伴う保育対策総合支援事業費補助金として600万円の計上でございます。

次に第4目土木費国庫補助金で、文化会館修繕工事に伴う社会資本整備総合交付金として

765万3,000円の計上でございます。

次に、第14款県支出金、第2項県補助金、第7目消防費県補助金で、消防団加入促進事業で39万1,000円の計上でございます。

同じく第3項県委託金、第5目教育費県委託金で、防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業初め3事業で合わせて210万3,000円の計上でございます。

以上の歳入につきましては、歳出の各事業に関連する特定財源として補正計上させていただいております。

不足する財源を第17款繰入金、第2項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金で7,424万 2,000円を計上し、一般財源の収支を図っておりますので、よろしくお願いいたします。

歳入については以上でございます。

歳出につきましては、それぞれの所管部長より御説明いたします。

最初に、企画政策部長より御説明いたします。

## 〇企画政策部長(山内幸夫君)

私のほうからは、企画政策部の所管に関するものについて御説明をさせていただきます。 それでは、10ページ、11ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、10目企画費におきまして、第1次愛西市総合計画が平成29年度をもって計画期間の満了を迎えるため、平成30年度以降の総合計画を策定するため、1節報酬では審議会委員報酬39万1,000円、8節報償費で市民ワークショップアドバイザーの謝礼として20万円、13節委託料として540万円をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

次が、市民協働部長より御説明申し上げます。

#### 〇市民協働部長(猪飼 明君)

続きまして私のほうからは、市民協働部所管のものを説明させていただきます。

同じく10ページ、11ページをお願いします。

2 款総務費、1 項総務管理費、13目コミュニティ費、19節負担金、補助及び交付金で25万 4,000円をお願いするものでございます。これは、藤浪地域コミュニティセンターが公共下水 道の供用開始区域になったことによりまして、その受益者分担金でございます。

同じく、15目防犯費、13節委託料で1,574万7,000円をお願いするものでございます。これは、愛西市内にある約8,200灯の防犯灯及び道路照明灯をLED化させ、また市の管理に一元化するための調査費を計上させていただきました。

次に、7項防災費、1目災害対策総務費、15節工事請負費で佐織庁舎の一部改修に伴いまして、庁舎内にあります震度計表示部及び地域防災無線装置を移設させるために229万円をお願いするものでございます。

続きまして、子育て支援プロジェクト担当部長より説明させていただきます。

## 〇子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長(伊藤辰明君)

私のほうからは、健康福祉部所管の児童福祉関連の補正を御説明させていただきます。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、13節委託料におきまして、子どものための教育・保育事業委託料114万5,000円の増額補正をお願いしております。これは、幼児教育の段階的無償化に伴います年収360万円未満世帯の多子世帯、ひとり親世帯等の保育料負担軽減に係る制度改正に対しまして、システム改修を実施することにより利用者負担額の決定を円滑に処理するために実施させていただくものでございます。

続きまして、2目の児童措置費、19節負担金、補助及び交付金におきまして、特別保育事業 費等補助金800万円の増額補正をお願いしております。これは、民間保育園のICT化を支援 することによりまして、保育士の事務負担軽減、勤務環境の改善を図る目的で補助をするもの でございます。

4目児童館費、15節工事請負費におきまして佐屋児童クラブ整備工事167万3,000円、18節備品購入費におきまして児童クラブ室備品99万2,000円の増額補正をお願いしております。これは、小学校の夏季休暇中におけます佐屋児童クラブ利用児童の増加に伴い、生活環境を確保するために佐屋小学校の視聴覚室を整備し、児童の受け入れ体制を整備するために行うものでございます。

以上、よろしくお願いします。

次は、産業建設部長より御説明申し上げます。

### 〇産業建設部長 (恒川美広君)

それでは、産業建設部の所管に関するものについて御説明申し上げます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

8款土木費、3項都市計画費、1目都市計画総務費、17節公有財産購入費におきましては、53万8,000円、22節補償、補填及び賠償金におきましては120万円のお願いをしております。これにつきましては、南河田工業団地の開発道路と市道12号線とが交差する北側において、隅切りの土地の購入で、土地所有者との交渉により御了解がいただけたことから追加をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

次は、消防長より御説明申し上げます。

# 〇消防長 (足立信夫君)

それでは私のほうから、消防部所管に関するものについて御説明させていただきます。 それでは、引き続き12ページ、13ページをお願いいたします。

9 款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、11節需用費におきまして、県の補助事業であります消防団加入促進事業として78万3,000円をお願いするものであります。消防団員の確保のため、消防団はっぴの作成とあわせて女性消防団員の確保のためのリーフレットを作成し、各種行事で消防団員の加入促進を図るため補正をお願いするものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

次は、教育長より御説明申し上げます。

# 〇教育長 (加藤良邦君)

それでは、教育部所管に関するものについて御説明申し上げます。

同じく12ページ、13ページをお願いいたします。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費におきまして、3事業で総額210万3,000円の追加をお願いしております。

まず1つ目といたしまして、地震、浸水等自然災害に対しまして、児童・生徒がその特性と危険性を理解し、みずからの命を守り抜く力を取得するとともに、地域との交流を図り、災害時疑似体験を通しましてみずからが何ができるかを考えさせ、地域への貢献、そして地域次世代を担う将来の防災人材育成を目指すための防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業として、まず8節で報償費でございますけれども、講師等の謝礼として49万円、11節では需用費で消耗品費60万9,000円、報告書の印刷代といたしまして印刷製本費26万円、12節役務費では傷害保険料等で3万2,000円、14節使用料及び賃借料では降雨体験機の借上料としまして17万8,000円の追加をお願いしております。

次に、2つ目でございますけれども、児童・生徒の心に響く道徳教育のあり方について研究 を深めるための道徳教育の抜本的改善、充実に係る支援事業といたしまして、8節の報償費と して外部講師謝礼ということで7万8,000円、11節需用費では消耗品費13万2,000円の追加をお 願いいたします。

次に、3つ目でございますけれども、幼稚園、保育園及び小・中学校に通う保護者を対象に 生活習慣を確立するとともに、命にとうとさを考えさせ、自己肯定感を高め、子供の心の健全 育成を図ることを目的に、学校保健総合支援事業といたしまして、8節で報償費では講演会の 講師謝礼として3万9,000円、11節では需用費で消耗品費として3万4,000円、印刷製本費として25万円1,000円の追加をお願いしております。

次に、下へ行きまして、3項中学校費、1目学校管理費では、昨年の12月議会で設計委託料をお認めいただきました永和中学校の北校舎、屋上防水改修工事の設計が完了いたしましたので、13節委託料で施設修繕工事等監理委託料として168万円、15節工事請負費で施設修繕工事費といたしまして3,360万3,000円の追加をお願いしております。

4項社会教育費、3目文化会館運営費では、文化会館の天井材の一部にアスベストの一種でございますクリソタイルを含む建材が使用されておるということで、昨年の9月議会で設計委託料をお認めいただき、設計が完了いたしましたので、13節委託料で文化会館修繕工事監理委託料として96万円、15節工事請負費ではアスベストを含む含有建材撤去工事費2,200万円の追加をお願いいたしましております。

以上で平成28年度一般会計補正予算(第1号)の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

~~~~~~ () ~~~~~~~

◎日程第15・議案第41号(提案説明)

〇議長 (大島一郎君)

次に、日程第15・議案第41号:平成28年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

〇健康福祉部長兼福祉事務所長 (水谷辰也君)

それでは、議案第41号:平成28年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について御説明をさせていただきます。

本文第1条にございますとおり、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ127万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億4,431万7,000円とするものでございます。本日提出、市長名です。

今回の補正予算の内容といたしましては、平成30年度から実施をされます国保広域化に向け、 県が行う納付金算定に係るデータ連係のための電算システムの改修費用でございます。

8ページをごらんください。

歳入におきまして、国民健康保険制度関係業務準備事業費の国庫補助負担金127万5,000円を 財源といたしまして、引き続き10ページをごらんください。

歳出におきまして、システム改修をするための電算業務委託料として同額の127万5,000円の 増額補正をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願いをいたします。

~~~~~~ () ~~~~~~~

## ◎日程第16・同意第2号(提案説明・質疑・採決)

#### 〇議長(大島一郎君)

次に、日程第16・同意第2号:愛西市公平委員会委員の選任についてを議題といたします。 提案理由及びその内容の説明を求めます。

#### 〇市長(日永貴章君)

同意第2号:愛西市公平委員会委員の選任について。

愛西市公平委員会委員に下記の者を選任したいから、地方公務員法第9条の2第2項の規定 により、議会の同意を求める。本日提出でございます。

記といたしまして、氏名、堀田みどり。

提案理由といたしましては、任期が平成28年6月30日で満了するのに伴い、選任する必要が あるからでございます。

別添、履歴書を添付させていただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

### 〇議長 (大島一郎君)

次に、同意第2号の質疑を行います。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

ここでお諮りをいたします。同意第2号につきましては、人事案件でございますので、会議 規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議あり ませんか。

#### [「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、同意第2号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、同意第2号につきまして、人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。 これに御異議ございませんか。

#### [「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

次に、同意第2号を採決いたします。

同意第2号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、同意第2号は同意することに決定いたしました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

### ◎日程第17・同意第3号及び日程第18・同意第4号(提案説明・質疑・採決)

#### 〇議長 (大島一郎君)

次に、日程第17・同意第3号及び日程第18・同意第4号:愛西市教育委員会委員の任命についてを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

#### 〇市長 (日永貴章君)

同意第3号:愛西市教育委員会委員の任命について。

愛西市教育委員会委員に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する 法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。本日提出でございます。

記といたしまして、氏名、平野英治。

提案理由といたしましては、任期が平成28年7月19日で満了するのに伴い、任命する必要があるからでございます。

別添、履歴書を添付させていただいております。御審議よろしくお願いいたします。

同意第4号:愛西市教育委員会委員の任命について。

愛西市教育委員会委員に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する 法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。本日提出でございます。

記といたしまして、氏名、渡邉祐香里。

提案理由といたしましては、任期が平成28年6月30日で満了するのに伴い、任命する必要があるからでございます。

別添、履歴書を添付させていただいております。御審議よろしくお願いいたします。

## 〇議長 (大島一郎君)

次に、同意第3号及び同意第4号については、同一内容でございますので、質疑は一括といたします。

質疑のある方はどうぞ。

#### [挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

ここでお諮りいたします。同意第3号及び同意第4号につきましては、人事案件でございますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

#### [「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、同意第3号及び同意第4号につきましては、委員会への付託 を省略することに決定いたしました。

次に、同意第3号及び同意第4号につきましては、人事案件でございますので、討論は省略 したいと思います。これに御異議ありませんか。

### [「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

同意第3号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

#### [賛成者起立]

起立全員であります。よって、同意第3号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第4号を採決いたします。

同意第4号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

#### [賛成者起立]

起立全員であります。よって、同意第4号は同意することに決定いたしました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

◎日程第19・諮問第1号から日程第21・諮問第3号まで(提案説明・質疑・採決)

〇議長 (大島一郎君)

次に、日程第19・諮問第1号から日程第21・諮問第3号までの:愛西市人権擁護委員の候補者の推薦についてを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

〇市長(日永貴章君)

諮問第1号:愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

下記の者を愛西市人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。本日提出でございます。

記といたしまして、氏名、水谷二三子。

諮問理由といたしましては、任期が平成28年9月30日で満了するのに伴い、推薦する必要があるからでございます。

履歴書を添付させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

諮問第2号:愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

下記の者を愛西市人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。本日提出でございます。

記といたしまして、氏名、原田健三。

諮問理由といたしましては、任期が平成28年9月30日で満了するのに伴い、推薦する必要があるからでございます。

履歴書を添付させていただいております。よろしくお願いいたします。

諮問第3号:愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

下記の者を愛西市人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。本日提出でございます。

記といたしまして、氏名、加藤貞夫。

諮問理由といたしましては、加藤菊雄委員の任期が平成28年9月30日で満了するのに伴い、 推薦する必要があるからでございます。

添付資料といたしまして履歴書を添付させていただいております。御審議よろしくお願いいたします。

〇議長 (大島一郎君)

次に、諮問第1号から諮問第3号につきましては、同一内容でございますので、質疑は一括 といたします。

質疑のある方はどうぞ。

[「議長」の声あり]

真野議員。

〇10番(真野和久君)

今回3名の人権擁護委員の候補者の推薦があったわけでですけれども、現状、人権擁護委員 さんの地域ごとの推薦の状況、旧町村ごとでとか、そういった状況について説明をお願いでき ませんか。

〇健康福祉部長兼福祉事務所長 (水谷辰也君)

現行委員の方々は12名お見えになります。

佐屋地区が4名、立田地区が2名、八開地区が2名、佐織地区が4名となっております。以上です。

〇議長 (大島一郎君)

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

ないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りをいたします。諮問第1号から諮問第3号につきましては、人事案件でありますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、諮問第1号から諮問第3号につきましては、委員会への付 託を省略することに決定いたしました。

次に、諮問第1号から諮問第3号につきましては、人事案件でございますので、討論は省略 したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。 これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

諮問第1号を適任することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、諮問第1号は適任とすることに決定いたしました。 次に、諮問第2号を採決いたします。

諮問第2号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、諮問第2号は適任することに決定いたしました。 次に、諮問第3号を採決いたします。

諮問第3号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、諮問第3号は適任することに決定いたしました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

〇議長 (大島一郎君)

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は6月3日午前10時より再開しますので、よろしくお願いをいたします。 本日はこれにて散会といたします。

午前11時04分 散会